

原発運転差し止め裁判における論旨の問題について

2017年9月23日

中西正之

1. 脱原発弁護団全国連絡会が発表した『弁護団報告書』

2017年6月1日、脱原発弁護団全国連絡会から、『**「新規制基準の考え方」検討報告書～原子力規制委員会の欺瞞～**』（以下、『**弁護団報告書**』と記載）が発表されました。[注1] この『**弁護団報告書**』は293ページあり、脱原発弁護団全国連絡会によって、原発運転差し止め裁判における論旨がまとめられています。

現在、原発運転差し止め裁判は日本全国でたくさん行われており、裁判の資料も膨大な量になり、また公開されていない資料も大量にあって、これらの裁判の論旨を知ることはかなり困難になっています。このような時期に、『**弁護団報告書**』が発表されたことは、極めて重要な事と思われれます。

この『**弁護団報告書**』の冒頭で説明されていますが、原子力規制委員会は、2016年6月29日開催の会議において、原子力規制庁が作成した『**「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について**』（以下、『**考え方**』と記載）を了承しました。この『**考え方**』は、この僅か1回の会議で策定され、その後、同年8月24日に改定され、「地震等の自然現象に係る事項についてのQ&A」が追加されました。[注2]

『**弁護団報告書**』では、原子力規制委員会がこの『**考え方**』を作成した目的は、「**「大津地裁2016年3月9日高浜原発3・4号機運転差し止め処分決定（田中委員長の発言における大津地裁の「判決」という箇所は、「決定」の誤りと考えられるので訂正し記載）以外にも、同決定についての異議審決定や福井地裁2014年5月21日大飯原発3・4号機運転差し止め判決、福井地裁2015年4月14日高浜原発3・4号機運転差し止め処分からすれば、『考え方』は、まさに訴訟・裁判対策のために作成されたものといえる。**」

と説明しています。さらに、

「**上記懸念は、杞憂とはならず、大津地裁2016年3月9日高浜原発3・4号機運転差し止め処分決定の抗告審において、大阪高裁は、『考え方』の内容の当否を検討することなく、「原子力規制委員会がそのように結論付けている」という理由だけで『考え方』を安易に採用し、2017年3月28日、高浜原発3・4号機運転差し止め処分決定を取り消した。そこで、脱原発弁護団全国連絡会では、『考え方』（2016年8月24日改定版 [注3]）の内容及び結論について有志らによる検討を行い、その結果を本『弁護団報告書』に取りまとめた。」**

と報告しています。

したがって、原発運転差し止め裁判における論旨の問題において、『**弁護団報告書**』の内容を良く検討する事は、原発運転差し止め裁判に勝つためには、極めて重要な事と思われれますので、以下、行っていきたいと思います。

2. 原子力規制委員会及び原子炉等規制法の概要についての批判

「1 原子力規制委員会及び原子炉等規制法の概要について」の批判は、『弁護団報告書』の1ページから30ページに説明されています。

原子力規制委員会は、『考え方』の「1 原子力規制委員会及び原子炉等規制法の概要について」で、その正当性を証明しようと試みています。しかし、今の原発再稼働にあたっての原子力規制委員会の問題は、この部分にこそ最大の問題が有る事を、『弁護団報告書』は厳しく指摘しています。

最初は、「原子力規制委員会の独立性・中立性」の問題です。

2011年3月に福島第一原発において日本で未曾有のメルトダウン事故が発生したことを受けて、国会事故調査委員会や政府事故調査委員会が設置されました。そして、福島第一原発メルトダウン事故が発生した最大の原因は、原子力安全委員会と原子力安全・保安院が原発推進組織から独立性・中立性を守る事が出来ず、電力会社や国の原発推進機関の意向を受けて、原発の安全対策をないがしろにしてきた事と報告されました。また、この事はIAEA（国際原子力機関）や海外各国の原発規制機関からも、

「日本のような原子力安全委員会と原子力安全・保安院が独立性・中立性を失って、原子力発電所の安全規制が失われた状態では、又メルトダウンが発生し、世界中の原発の運転が危機にさらされる恐れがある。」

と厳しく批判されていました。

こうした反省を踏まえ、原子力安全委員会と原子力安全・保安院は解体され、新たに原子力規制委員会と原子力規制庁が設立されました。

しかし、民主党政権から安倍政権に変わった事、福島第一原発のメルトダウン事故に対する国民的な大ショックから時間が経ってきた事から、原子力規制委員会と原子力規制庁の独立性・中立性がどんどん失われていき、安倍政権への忖度が蔓延してきたように思われます。

それは、原子力規制委員会の委員の任命においても、明らかだと思われます。

ただ、原子力規制委員会は5人の委員の審議機関にすぎません。実際の立案を行っているのは数千人の人員で構成されていると思われる原子力規制庁であり、原子力規制庁は原子力規制委員会を隠れ蓑にしているようです。そして、原子力規制庁の方が、原子力規制委員会よりも安倍政権への忖度の変化は速かったように思われます。

その他、以下の問題についても、全面的な批判が行われています。

- 1－2 原子力規制委員会の専門技術的裁量と安全性に対する考え方
- 1－3 原子炉等規制法における実用発電用原子炉の規制の体系
- 1－4 新規制基準の体系

3. （2. 設置許可基準規則の基本的な考え方）についての批判

「2 設置許可基準規則の基本的な考え方について」の批判は、『弁護団報告書』の31ページから92ページに説明されています。

2 - 1 - 1 原子力発電所はどのような仕組みなのか。

2 - 1 - 2 原子力発電所を安全に停止させるための、「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」とは、どのような仕組みなのか。

以上2点については、「形式的な説明であるため特になし。」とし、批判は有りません。

2 - 2 - 2 設置許可基準規則等の策定経緯の項目について。

上記の点についても、原子力規制委員会は、設置許可基準規則等の策定は非常に合理的に行われ、設置許可基準規則等は正当なものと説明しています。

福島第一原発のメルトダウン事故発生後、政府が IAEA 閣僚会議に対する日本国政府の調査報告書を提出した事、国会事故調が調査報告書を提出した事、政府事故調査報告書が調査報告書を提出した事など、十分な調査が行われていると説明しています。そして、原子力安全委員会、原子力安全・保安院が原発の再稼働をするための新しい安全規制を策定するため、専門家を含む小委員会を開催し、検討が行われた事を説明しています。そして、その作業は新設された原子力規制委員会と原子力規制庁に引き継がれ、新規制基準案が提出され、パブリックコメントも行われて、新規制基準が策定されています。したがって、十分な検討が行われており、設置許可基準規則等は正当なものと説明しています。

原子力規制委員会の『考え方』も、脱原発弁護団全国連絡会の『弁護団報告書』も、ともに裁判用のための資料ですから、その論旨の出典を明らかにして、論争が行われていません。

『弁護団報告書』では、

「特に国会事故調報告書は、福島第一原発のメルトダウン事故は、放射性物質による汚染がひどく、現場調査ができていなく、事故原因の解明が十分に行われていないうちに、調査が締め切られた不備を表明している。」

と説明されています。そして、

「政府事故調報告書は、国会事故調報告書以上に、調査不十分のまま、調査が締め切られている。IAEA 閣僚会議に対する日本国政府の調査報告書は、現状報告を行っただけで、事故原因の解明は行っていない。原子力規制委員会が新設されてから、一度調査を行い、『中間報告書』を作成しているが、簡単なものである。そして福島第一原発事故の原因究明を真摯に続けている日本の公的機関は、【新潟県原発の安全管理に関する技術委員会】だけだと思われる。」

と説明し、現在に至っても、福島第一原発事故の原因究明は極めて不適切な事を指摘しています。

市民運動や【新潟県原発の安全管理に関する技術委員会】で特に重大な問題とされている「2-2-2 なぜ、東京電力福島第一原子力発電所事故が全て解明されていなくても新規制基準が策定できるのか。」について『考え方』は、「重大事故等対策は、設計基準対象施設を設計する際に想定する状況を超える事態を想定し、対策するものである。このため、そ

の原因となる施設・設備がどのように故障・損傷するかを具体的に想定できない状態でも、炉心の著しい損傷や格納容器の破損に至り得るような様々な事態を敢えて想定し、それらを防止するための対策をとることが必要となる。」という理由で、東京電力福島第一原子力発電所事故が全て解明されていないからと言って、新規制基準が不備という事は正しくないと説明しています。

しかし、実際には、原子力規制委員会は、福島第一原発のメルトダウン事故の発生時、原子炉外部からでも知る事の出来たような水素爆発や全電源喪失などの専門家でもなくても分かるような事故原因についての対処療法しか行っていない、メルトダウン事故対策や水蒸気爆発対策などについての、IAEAやOECDのSERENAプロジェクトや各国の原子力機関の知見などは無視しており、実際の実情は逆の状態と思われます。

原子力規制委員会の『考え方』は抽象論で説明していますが、『弁護団報告書』は具体的な事例をたくさん挙げて、原子力規制委員会の説明の不備を指摘しています。ですから、各項目を明確に確認していく事が重要と思われます。

4. (2-2-3、2-4 IAEAの安全基準に対する不備) についての批判

原発運転差し止め裁判において、早くから原子力規制委員会が策定した新規制基準は、IAEA（国際原子力機関）の安全基準の重要な項目である深層防護の第5層目の避難計画の項目が欠落している事が厳しく批判されてきました。しかし、最近になって、深層防護の第4層目の過酷事故対策の不備も厳しく追及する差し止め裁判が増えてきました。

そこで、原子力規制委員会は『考え方』において、

「2-3-1 IAEAの安全基準と日本における規制基準とはどのような関係にあるか。」

「2-4-1 IAEAが採用している深層防護の考え方とはどういう考え方か。」

の論旨を説明し、電力会社への支援を行いました。

原子力規制委員会は『考え方』において、IAEAの安全基準は各国の原発の安全規制への推奨案であり、IAEAの加盟国にIAEAの安全基準の実施を義務付けるものではないので、IAEAに加盟している日本の新規制基準がIAEAの安全基準と同じでなくても、問題ないと説明しました。

一方、『弁護団報告書』は、IAEAの加盟国に対する要求はそうであるかもしれないが、日本の場合は福島第一原発の過酷事故を経験し、その反省から「日本は、まさに自国の判断として、確立された国際的な基準を既存の施設に適用する方向で新規制基準よりも上位の法整備を行ったのであり、上記原子力規制委員会の考え方は、法解釈を誤ったものというほかない。」と厳しく批判しています。

原子力規制委員会は『考え方』において、「2-4-1 IAEAが採用している深層防護の考え方とはどういう考え方か。」の論旨を説明しています。

日本では、1999年にJOCの臨界事故が発生し、この事故の衝撃からIAEAの深層防護の第5層の原子力防災計画が詳しく検討され、1999年「原子力災害対策特別措置法(原災法)」が制

定されました。この「原子力災害対策特別措置法」が福島第一原発のメルトダウン事故の発生時、どこまで有効に活用されたかは、疑問があります。しかし、日本でもIAEAの深層防護の第5層についてはかなり理解されていたようです。

一方、深層防護の第4層目の過酷事故対策については、日本では一部の研究者に知られていただけで、日本原子力学会でもほとんど理解されていなかったようです。

2016年4月10日の青柳通信で、私は「日本の新規制基準にはどうして深層防護第4層の対策が殆ど無いのか」を報告していますが、その中で「日本の原子力学会や電力業界、政府の原子力規制官庁の中で、IAEAやヨーロッパやアメリカの5層の深層防護とは何かが分かり始めたのは、2014年頃と思われます。2014年3月に発行された学会事故調査報告書には、IAEAの深層防護とその第4層とは何かの見解がかなり明瞭に説明されています。また、『原子力安全の基本的考え方について 第1編 別冊 深層防護の考え方 標準委員会 技術レポート 日本原子力学会』[注4] が発行されたのが2014年5月20日で、ここで深層防護の設計思想と第4層の基本概念が説明されました。しかし、IAEAの安全基準報告書に詳しく説明されているような具体的な対策についての説明までは検討されていません。

新規制基準の策定の為に、原子炉の安全基準の検討を始めた会合は、2012年10月25日に第1回の会合が持たれています[注5]。この時から、何回かの会合まで一部の委員により、IAEAの深層防護の第4層の検討が行われ、新基準に取り入れようとの意見が度々提出されました。しかし、新規制基準の策定は2013年7月までに行う事が国会で決まっているので、それを行ってはいとも新規制基準は完成しないので、深層防護の第4層の検討はしないと結論づけられたようです。その代わりに、過酷な地震対策と過酷な津波対策、及び過酷な火山活動対策の検討を行い、その対策で代替とする事にされました。

このような実状に対する根本的な批判も必要と思われます。

5. (2 2 - 5 深層防護の考え方 避難計画の不備) についての批判

福島第一原発のメルトダウン事故の発生後、原子力規制委員会と原子力規制庁が新設され、新規制基準が策定され、再稼働の為に設置変更許可申請書の審議が行われ、かなりの数の加圧水型原発の認可が行われました。

そして、市民運動においても、原発運転差し止め裁判においても、IAEAの深層防護の第5層の避難計画の規制を原子力規制委員会が放棄し、政府の他の機関と特に地方自治体の責任としたことに批判が集中していました。

その事に反論する為に、原子力規制委員会は『考え方』の(2 2 - 5 深層防護の考え方の避難計画)において

「2 IAEA が示す深層防護のうち、第5の防護レベルに関する事項については、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法を始めとする関係法令に基づき、国、地方公共団体、原子力事業者等が実効的な避難計画等の策定や、訓練等を通じた検証等を行っており、担保されている。」

と説明しています。そして、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法を詳しく説明しています。しかし、原子力災害対策特別措置法の基本的な科学的・技術的な判断は、原

原子力規制委員会が自ら責任を持つと説明している「原子力災害対策指針」に基づいて行われています。

そこで、『弁護団報告書』は、「原子力災害対策指針」に重大な問題が有る事を、厳しく指摘しています。

旧規制基準には、IAEAの深層防護の第5層に含まれる、立地評価についての規定がありました。福島第一原発のメルトダウン事故の発生後、この立地評価を原発のバックフィットとしてともに検討すれば、到底今の原発の再稼働などはできないので、原子力規制委員会は、立地評価をあいまいなものにしてしまいました。

『弁護団報告書』では、51ページから57ページにIAEAの立地評価を非常に詳しく説明しています。そして、これらの論旨の考察に使用された引用文献も詳しく説明されています。

6. (3 3 - 1 設置許可基準規則の概要) についての批判

原子力規制委員会の『考え方』の(3 - 1 - 1 設置許可基準規則)は、どのような内容で、何を確認しようとするものでしょうか。

原子力規制委員会は、

「①新規制基準策定以前から要求されている、通常運転時の対策や事故の防止対策が適切に講じられていること(設置許可基準規則第2章(設計基準対象施設))に加えて、②かかる事故防止対策が機能を喪失するような万一の事態においても、重大事故の発生防止及び拡大防止のための安全確保対策が適切に講じられていること(設置許可基準規則第3章(重大事故等対処施設))である。」

と説明し、新規制基準は、IAEAの深層防護の1・2・3層の強化を行い、第4層を新設したと説明しています。

しかし、(重大事故等対処施設)の中には、深層防護の第1層の過酷な地震対策、過酷な津波対策、過酷な火山噴火対策を大量に持ち込んでいるので、本来の第4層のメルトダウン対策の項目が少なくなっています。そして、実質残った条文は、主なものは仮設設備によるメルトダウン対策です。ただ、福島第一原発のメルトダウン事故時に発生した水素爆発対策については、条文を策定しています。

それでも、原子力規制委員会は、『考え方』の133ページから137ページにメルトダウン発生時の危険性の説明は行っています。

一方、『弁護団報告書』には、それらについての批判は少ないようです。水素爆発については、批判が行われていますが、水蒸気爆発問題については、全く批判は行っていないようです。

原子力規制委員会の『考え方』の(3 3 - 3 重大事故等対処施設)について、『弁護団報告書』では、

「1 特定重大事故等対処施設設置の猶予は合理性を欠くこと
本報告書3 - 3 - 6で述べたとおり可搬型設備には、接続作業等の人的対応が必要となるデ

メリットがあり、このデメリットをカバーし得るものとして、常設設備である特定重大事故等対処施設を位置付けるべきであり、これを「バックアップ対策」にすぎないと位置付けることは相当でない。

しかし、新規制基準は、当初、特定重大事故等対処施設の設置期限を新規制基準施行後5年間以内と猶予しており、さらに、事業者においてこの猶予期間すらも間に合わなくなったことから、工事計画認可から5年以内とさらなる猶予期間を設けるために規則改正が行われた。

このような設置猶予期間変更の経過を見ても、特定重大事故等対処施設の設置期限が極めて恣意的に定められたものであり、設置を猶予して再稼働を認めることには、安全性の観点から合理性を見出せないことは明らかである。」

と厳しく批判しています。

7. (3 3-3 重大事故等対処施設) についての批判

原子力規制委員会の『考え方』において、「放射性物質による環境への汚染の視点も含め、環境への影響をできるだけ小さくとどめるものであることを確認するため、想定する格納容器破損モードに対して、セシウム137の放出量が100テラベクレルを下回っていることを確認する」とするのは、なぜなのでしょう。

例えば九州電力は、玄海原発3・4号機の再稼働の為に、住民に再稼働は安全、安心だと説明してきました。その時、大量に配布されたパンフレットの最大の論旨は、「その結果“世界でも最も厳しい水準にある新規制基準”に適合し、安全対策の有効性が確認され、万が一の事故の際においても、放射性物質の放出量は、福島第一原子力発電所事故時の約2、000分の1の「4.5テラベクレル（1基あたり）」で有る事が確認されました。」としています。

新規制基準の目標値は、「100テラベクレル／1基あたり」です。これは福島第一原発のメルtdown事故により古い安全神話が崩壊したので、原子力村が新たに作った新しい安全神話です。原子力規制委員会が新たな神話づくりのために精力的に作成した論旨が「セシウム137の放出量が100テラベクレルを下回っていることを確認する」であり、再稼働問題の最も重要な論旨と思われまます。

原子力規制委員会の『考え方』では、151ページから153ページで説明されています。また、77ページから93ページの「2 2-6 安全目標と新規制基準の関係」でも詳しく説明されています。

この問題についての『弁護団報告書』の批判は、原発運転差し止め裁判における最重要課題と思われまます。

原子力規制委員会は、セシウム137の半減期は約30年で、環境への影響が一番大きいから、福島第一原発の放出量一万テラベクレルの百分の一を目標にしたと説明しています。しかし、そのあとで、「イギリス、スウェーデンなどは、放出量を指標にしているものの、安全目標に止めており、フィンランドでは、日本と同様のセシウム137放出量100テラベクレルを規制値として設定している。」と説明し、あたかも日本でも、セシウム137放出量100テラベクレルを規制値としているように受け止められるようすり替えを行っていますが、日本では規

規制値ではなく目標値にすぎません。ですから、規制値とするフィンランドでは、オルキオ原子力発電所の新設原発にコアキャッチャーを付けて規制値を守ろうとしています。一方、コアキャッチャーも無い日本の原発では、守れるはずのない目標値にすぎないのです。これで、規制値として守れるとすれば、不思議な事です。

他に、『弁護団報告書』では、「2 確率論的安全評価が行われていないこと」も批判しています。原子力規制委員会の『考え方』は、「諸外国においても、重大事故発生時の放射性物質の放出量を指標にしている国があり、イギリス、スウェーデンなどは、放出量を指標にしているものの、安全目標に止めており、フィンランドでは、日本と同様のセシウム137放出量100テラベクレルを規制値として設定している。」と述べています。

それに対して『弁護団報告書』は、これらは、「いずれも確率論的安全評価を前提にした指標であり、確率論的安全評価が行われていない新規制基準と同等に論じることはできない。」と批判。日本では「上記のとおり重大事故等対策における事故シーケンスグループの抽出等において確率論的手法が用いられているが、外部事象レベル2の確率論的安全評価の手法が確立していないため、これを実施していない状況である。そうであれば、格納容器の機能喪失に至るような事故シーケンスグループが抽出できないのは当然であり、その結果、格納容器の機能喪失に至らないという有効性が確認されたとしても、ほとんど意味をなさない。」として、未だ日本では計算方法も確立していないのに、計算数値が基準内に収まっているかどうかどうして判断できるのか、原子力規制委員会の主張は理論的に矛盾していると厳しく批判しています。

8. (2 2-6 安全目標と新規制基準の関係) についての批判

原子力規制委員会の『考え方』のなかの(2 原子力規制委員会での安全目標の議論)についてです。

原子力規制委員会は「発電用原子炉については、事故時のセシウム137の放出量が100テラベクレルを超えるような事故の発生頻度は、テロ等によるものを除き100万年に1回程度を超えないように抑制されるべきであることを追加するべきである。」と説明しています。

これに対して、『弁護団報告書』では、

「以上の事実から、原子力規制委員会は、原発周辺自治体に対し、最大でもセシウム137の放出量が100テラベクレルの事故を想定して避難計画を策定するよう支援（指導）していることが判るし、そのことから、**原子力災害対策指針**自体も、その事故想定を前提に策定されていることが窺える。セシウム137の放出量100テラベクレルの事故は、福島第一原発事故の100分の1の規模の事故である。原子力規制委員会は、新規制基準では、各事業者にシビアアクシデント対策を義務付けたから、最悪でもこの規模の事故に納めることができると主張しているのである。新規制基準に適合した原子力発電所では、セシウム137の放出量が100テラベクレル以上の事故は起こらないという想定は、極めて甘い。これは、新たな安全神話であるというほかない。」

と厳しく批判しています。

日本では、1980年6月原子力安全委員会により「原子力施設等の防災対策について」の指針が策定され、福島第一原発のメルトダウン事故の発生まで、一部改定が続けられてきました。しかし、福島第一原発のメルトダウン事故の発生により、この指針が不十分だったことが分かり、改定の作業が行われました。そして、民主党の政権下の2012年9月19日に、原子力安全委員会は原子力規制委員会に改変され、直ぐの2012年10月31日に「原子力災害対策指針」へと改定されました。

この「原子力災害対策指針」は何度も改定が行われていますが、基本的には福島第一原発のメルトダウン事故の発生時の放射性物質の大気中放出量を基準にして、IAEAの深層防護の第4層の安全基準をできるだけ尊重して策定されました。

しかし、2012年12月26日に第2次安倍内閣が発足すると、「原子力災害対策指針」を基礎として策定されている「原子力災害対策特別措置法」を遵守しようとするれば原発周辺自治体の避難計画が策定できないので、再稼働が困難になるという声を反映し、「原子力災害対策特別措置法」の適用を緩くする動きが原子力規制委員会で起こりはじめました。そして、新規制基準の中に、安全目標の追加をする検討が始まりました。

こうした経緯は、『弁護団報告書』の60ページから61ページに、引用資料の表示も含めて詳しく説明されています。

そして、福岡核問題研究会 5月例会資料「IAEA深層防護の第5層について」[注6]でも詳しく説明しているように、原子力規制庁と原子力規制委員会は、2014年10月2日の第8回原子力災害事前対策等に関する検討チーム会合の時、「原子力規制委員会が作成した、資料3 緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について」を提出し、「最大でもセシウム137の放出量が100テラベクレルの事故を想定して避難計画を策定する事」を提案しています。ところが、原子力規制庁担当官以外の外部専門家から異議が続出し、この提案は否決されました。そして、今日に至るまで、原子力規制庁と原子力規制委員会は、この策動を続けています。

9. まとめ

私は「最近の原発運転差し止め裁判における共通の特徴」[注7]で、既に「原発運転差し止め裁判における論旨の問題」の一部については報告しました。

しかし、脱原発弁護団連絡全国連絡会から、原子力規制委員会の『考え方』に対する『弁護団報告書』が出され、原発運転差し止め裁判における論旨の問題を全面的に検討したので、今回改めて、この『弁護団報告書』の解析と考察を行いました。

【参考資料】

[注1] 脱原発弁護団連絡全国連絡会『「新規制基準の考え方」検討報告書～原子力規制委員会の欺瞞～』2017年6月1日

http://www.datsugenpatsu.org/bengodan/wp-content/uploads/2017/07/考え方統合版ver14_0619-訂正-1.pdf

[注2] 原子力規制委員会「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方に関する資料の作成について」2016年6月29日

<https://www.nsr.go.jp/data/000155313.pdf>

[注3] 原子力規制委員会「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」2016年8月24日

<http://www.nsr.go.jp/data/000155788.pdf>

[注4] 原子力安全の基本的考え方について 第1編 別冊 深層防護の考え方 標準委員会 技術レポート 日本原子力学会

http://www.aesj.or.jp/sc/s-list/tr005anx-2013_op.pdf

[注5] 発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム第1回会合議事録 平成24年10月25日

<https://www.nsr.go.jp/data/000050411.pdf>

[注6] 福岡核問題研究会 5月例会資料「IAEA深層防護の第5層について」

<http://jsafukuoka.web.fc2.com/Nukes/resources/nakanisi2.pdf>

[注7] 「最近の原発運転差し止め裁判における共通の特徴」

<http://npg.boo.jp/siryou/170724nakanisi.pdf>